

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地  
三 協 立 山 株 式 会 社  
代表取締役社長 山 下 清 胤  
社長執行役員

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をご検討のうえ、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、議決権を事前に行使いただく場合は、後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年8月26日（水曜日）午後5時20分までに到着するように同封の議決権行使書をご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市早川70番地  
三協立山株式会社 本社 ショールーム2階大ホール
3. 目的事項  
報告事項 第75期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監  
査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件  
以上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.st-grp.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 〇事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.st-grp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 当社株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

以下のとおりご案内いたします。株主の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### <株主の皆さまへのお願い>

- ・本株主総会の議決権行使につきましては、書面による事前行使を積極的にご利用いただき、極力、当日のご出席はお控えいただくことをお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、妊娠中の方、体調にご不安のある方におかれましては、ご出席を見合わせていただくようお願いいたします。
- ・物を媒介した感染リスクの低減のため、例年お配りしておりますお土産の配付を取り止めさせていただきますので、ご了承願います。

### <ご来場される株主の皆さまへのお願い>

- ・会場に入場される際は、マスク着用や手指の消毒にご協力ください。また、本株主総会の運営スタッフもマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口にて検温を行い、発熱がないことを確認させていただきます。検温により、発熱のある方に対してご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。また、体調不良とお見受けする方には運営スタッフがお声掛けをさせていただく場合がございます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けて配置いたしますので、会場内席数に限りが生じますことをご了承ください。
- ・感染拡大防止のため、総会終了後の新高岡駅行き送迎バスの運行はいたしません。

※なお、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.st-grp.co.jp/>) でお知らせいたします。

# 事業報告

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響、英国のEU離脱問題などにより先行きの懸念が深まったことに加え、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大が経済へ大きな影響を及ぼす状況となり、急激に減速しました。わが国の経済は、海外経済の動向に加え、民間消費、住宅投資、設備投資とも消費税増税前までは堅調に推移したものの、消費税増税後の駆け込み需要の反動減が長引いたことや、大型台風などの自然災害の影響もあり足踏み感がみられたところに、新型コロナウイルス感染症が拡大し、大きく落ち込みました。

国内建材市場は、2019年度の新設住宅着工戸数が88.4万戸（前年度比7.3%減）、非木造建築物着工床面積は70,107千㎡（前年度比6.7%減）と前年度を下回りました。

アルミニウム押出型材（サッシ・ドアを除く）の国内市場は、一般機械、輸送用機器などの需要減少などにより、前年度を下回りました（前年度比2.8%減）。

商業施設市場は、小売業の既存店改装及び人手不足や人件費上昇を背景とした省人化・省力化投資があった一方で、店舗着工棟数は減少しました（前年度比14.8%減）。

海外市場は、海外経済の減速を背景にドイツ・タイなどで自動車生産台数が減少しました（ドイツ：前年比8.9%減、タイ：前年比7.1%減）。

このような環境下、当社は新型コロナウイルス感染症へのリスク対応とともに、将来の市場構造変化に対応した事業ポートフォリオの構築に向け、基本方針を『変革と価値創造～安定かつ成長可能な事業構造へ～』とする2019年5月期～2021年5月期までの中期経営計画を推進し、「収益改善」「成長事業、グローバルシナジーの拡大」「次なる事業領域の開拓」に向けた諸施策の展開を進めております。

「収益改善」では、建材事業において販売粗利改善、経費効率化及び生産コスト改善などを図るとともに、商業施設事業において業務効率化による収益改善を進めました。「成長事業、グローバルシナジーの拡大」では、国内における型材生産の全体最適化を目的と

したマテリアル事業への押出工程の集約、欧州子会社とマテリアル事業の連携による鉄道用構造部材の受注、欧州での輸送分野の対応力強化を目的とした鑄造会社の買収や電気自動車向けバッテリーフレーム用部材の量産に向けた生産ライン立上げを進めました。「次なる事業領域の開拓」では、植物工場システムの販売開始、新規事業の探索と事業展開の具体的検証を進めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、世界経済や国内における消費税増税後の反動減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、売上高は3,136億91百万円（前連結会計年度比7.1%減）となりましたが、建材事業や商業施設事業での収益改善を進めたことなどにより、営業利益は20億15百万円（前連結会計年度比173.0%増）、経常利益は16億11百万円（前連結会計年度比161.6%増）となりました。また、退職給付信託の設定による特別利益の計上、株式評価損の発生、子会社の減損、繰延税金資産の一部取り崩しなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は15億33百万円（前連結会計年度は14億19百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりますと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案したうえで、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に沿いまして、当期は中間配当として1株当たり10円を先に実施しました。期末配当につきましては、1株当たり5円、年間配当として1株当たり15円とさせていただきます。

なお、2021年5月期の配当につきましては、現段階で業績予想が困難であることから、未定とさせていただきます。今後、配当予想が可能になった段階で速やかに公表いたします。

事業別の概況は次のとおりです。

### 【建材事業】

建材事業につきましては、収益力の向上に努めるとともに、商品力と販売力の強化を進めてまいりました。

ビル建材事業では、集合住宅で加速するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化、高断熱化に対応して、ビル用アルミ樹脂複合サッシ「ALGEO（アルジオ）-Bv」を発売するなど、市場競争力の向上に注力してまいりました。

住宅建材事業では、インテリア建材において室内ドア・引戸「LiVERNO（リヴェルノ）」の新シリーズ追加と、アルミの持つ洗練された素材感を生かした「AMiS（アミス）」のバリエーションを拡充しました。また、昨今の住宅外観のトレンドにマッチするデザインとカラーを充実させたスライディングドア（玄関引戸）「ファノーバSD」の発売など、商品力強化に注力してまいりました。

エクステリア建材事業では、オープンで爽快なデザインと強風や積雪に耐える強さを兼ね備えたカーポート「スカイリードZ」や先進的なデザインがお客様から高く評価されている当社を代表するカーポート「M.シェード」を進化させた「M.シェードII」の発売により、強みであるカーポートの拡販に注力いたしました。また、湿式工法の質感と高級感を乾式工法で再現したファサードエクステリア「みられ/美楽麗」やゆったりくつろげる快適なプライベート空間を演出するガーデンルーム「ハッピーナリラ」を発売いたしました。なお、テラス囲い「晴れもようwith」について、こどもたちを育てやすいデザインであることが評価され、「第13回 キッズデザイン賞」を受賞しました。

以上、商品力強化による拡販に努めてまいりましたが、消費税増税後の反動減や前年度に発生したエクステリア分野での災害復興需要が収束したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により一部営業活動が停滞したことや案件が先送りとなったことなどにより、売上高は1,953億14百万円（前連結会計年度比5.0%減）となりました。利益については、経費の効率化や生産コストダウン、一部商品での価格改定を進めたこと、また、アルミニウム地金価格が前年度より低い水準で推移したことなどにより、セグメント利益45億74百万円（前連結会計年度比510.1%増）となりました。

### 【マテリアル事業】

マテリアル事業につきましては、物量と利益確保、更なる成長に向け、営業、技術、製造が一体となり、輸送分野などの将来に繋がる案件の獲得、加工品案件の取り組みを進めてまいりました。

その中で、当社は国内における中核生産資源であるアルミニウム押出型材生産部門の全体最適化を目的とし、建材事業とマテリアル事業の押出型材生産部門を2019年6月1日付でマテリアル事業に集約・再編いたしました。

以上の取り組みを進めてまいりましたが、米中貿易摩擦や中国経済の減速に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済への影響などを背景に、アルミニウム型材市場の需要が減少したことに伴う厳しい競合環境、アルミ地金市況に連動

する売上の減少などにより、売上高は387億18百万円（前連結会計年度比14.8%減）となりました。利益については、型材の受注量減少や操業度の低下などにより、セグメント利益13億40百万円（前連結会計年度比52.2%減）となりました。

#### 【商業施設事業】

商業施設事業につきましては、小売業の店舗着工が減少するなか、既存店改装及び人手不足を背景とした省人化・省力化の需要に対応するとともに、収益性向上に向けた取り組みを進めてまいりました。

以上の結果、小売業の人手不足を背景とした省人化・省力化投資などの需要獲得はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小売業の投資抑制などにより、売上高は384億36百万円（前連結会計年度比2.9%減）となりました。利益については、業務効率化による収益改善を進めたことなどにより、セグメント利益6億22百万円（前連結会計年度は48百万円のセグメント利益）となりました。

#### 【国際事業】

国際事業につきましては、軽量化、電動化ニーズによるアルミニウム型材の使用が増加している自動車や鉄道などの輸送分野を中心に、将来に繋がる案件の獲得、対応を進めました。欧州子会社STEP-G（ST Extruded Products Group）ではVolkswagen Groupの電気自動車向けバッテリーフレーム用部材の生産を開始しました。

以上の取り組みを進めてまいりましたが、欧州での景況悪化を背景とした輸送分野や機械分野などの需要減少の影響やタイでの経済減速に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い欧州、中国で生産活動が一部停止したことなどの影響により、売上高は410億97百万円（前連結会計年度比12.7%減）となりました。利益については、タイでは原価改善の推進などにより堅調に推移しましたが、欧州での売上減少や操業度の低下などにより、セグメント損失42億90百万円（前連結会計年度は27億4百万円のセグメント損失）となりました。

## (2) 事業別の売上高と営業利益の推移

事業区分		第74期 (2018年6月～ 2019年5月)		第75期 (当連結会計年度) (2019年6月～ 2020年5月)		前連結会計年度比	
		構成比		構成比		増	減
		百万円	%	百万円	%	百万円	増減率
建材事業	売上高	205,563	60.9	195,314	62.3	△10,249	△5.0
	営業利益	749	101.6	4,574	227.0	3,824	510.1
マテリアル 事業	売上高	45,458	13.5	38,718	12.3	△6,739	△14.8
	営業利益	2,802	379.7	1,340	66.5	△1,462	△52.2
商業施設 事業	売上高	39,567	11.7	38,436	12.3	△1,130	△2.9
	営業利益	48	6.6	622	30.9	573	—
国際事業	売上高	47,075	13.9	41,097	13.1	△5,978	△12.7
	営業利益	△2,704	△366.3	△4,290	△212.9	△1,586	—
その他	売上高	124	0.0	125	0.0	0	0.2
	営業利益	96	13.1	△140	△7.0	△237	—
消去 又は全社	売上高	—	—	—	—	—	—
	営業利益	△255	△34.6	△90	△4.5	164	—
合計	売上高	337,789	100.0	313,691	100.0	△24,098	△7.1
	営業利益	738	100.0	2,015	100.0	1,277	173.0

- (注) 1.第74期、第75期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。  
2.前連結会計年度比増減に記載の△は、前連結会計年度比減少を示しております。



## 2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 72 期 (2016年6月～ 2017年5月)	第 73 期 (2017年6月～ 2018年5月)	第 74 期 (2018年6月～ 2019年5月)	第 75 期 (当連結会計年度 (2019年6月～ 2020年5月))
売 上 高	320,817	328,409	337,789	313,691
営 業 利 益	6,713	1,201	738	2,015
経 常 利 益	6,842	1,536	616	1,611
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	2,122	△731	△1,419	△1,533
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△)	67円61銭	△23円31銭	△45円24銭	△48円89銭
純 資 産	84,147	86,079	82,087	78,327
総 資 産	254,139	269,260	262,426	245,980

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。期中平均発行済株式数は、第72期31,391,039株、第73期31,381,862株、第74期31,375,153株、当連結会計年度31,368,411株となっております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第74期より適用しており、第73期は当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。



### 3. 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の経済・市場への影響が長期化した場合、事業環境の先行きは予断を許さない状況の継続が懸念されます。

国内の建材市場では、2020年度の新設住宅着工戸数、非木造建築物着工床面積とも前年度比減で推移するものと見込まれます。

アルミニウム押出型材の国内市場では、民間設備投資の減少に伴う一般機械の需要減少や輸送用機器の減少が見込まれます。

商業施設市場では、小売り各社が業績予測を困難としており、設備投資の見通しが不透明な状況にあります。

海外市場では、中国は経済活動再開後の緩やかな持ち直しがみられますが、世界経済は不確実性が高まっております。また、欧州、タイ、中国の自動車生産台数は、2020年前半は前年を大幅に下回り、2020年後半は回復基調になるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復するまでには数年を要するものと見込まれます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のリスクへ対応するとともに、中長期的に当社が目指す事業構造を見据え、中期経営計画に掲げる諸施策を推進してまいります。中期経営計画では基本方針を『変革と価値創造～安定かつ成長可能な事業構造へ～』とし、

1. 収益改善
2. 成長事業、グローバルシナジーの拡大
3. 次なる事業領域の開拓

により、市場構造変化に対応した事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

「収益改善」では、建材事業において収益力の高い分野への資源シフト、生産・加工ラインの生産性向上に取り組んでまいります。また、国際事業においては利益改善に向けた生産性の向上と、既に受注している電気自動車向けバッテリーフレーム用部材、自動車用バンパー、その他既存の大型案件への対応を進めてまいります。

「成長事業、グローバルシナジーの拡大」では、建材事業、マテリアル事業、商業施設事業の成長領域への強化拡大を図るとともに、マテリアル事業と国際事業の連携によりグローバル顧客を獲得し、シナジー創出を図ります。

「次なる事業領域の開拓」においては、植物工場システムの販売拡大、サービス領域の拡大、さらには、「高齢化」「インフラメンテ」など社会的課題に対して当社グループの経営資源や強みを生かした事業の創出に注力してまいります。

しかしながら、2021年5月期の業績予想につきましては、経済活動は段階的に再開されていくと思われそうですが、同感染症の拡大収束時期や影響の程度など、先行きの不透明感が強く、その具体的な影響額を合理的に見積もることが困難であることから、現段階で未定とさせていただきます。今後、業績予想が可能になった段階で速やかに公表いたします。

創業の原点である「お客様先・地域社会・社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神を当社グループ全体が認識し、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループ企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
建 材 事 業	①ビル用建材（ビル用サッシ、ドア、カーテンウォール、中低層用サッシ、自然換気システム、フロントサッシ、改装材、手すり、内外装建材等） ②住宅用建材（住宅用サッシ、玄関ドア・引戸、窓まわり商品、インテリア建材等） ③エクステリア建材（門扉、フェンス、カーポート、テラス、人工木デッキ、ガーデンルーム、機能門柱、通路シェルター等）
マテリアル事業	アルミニウム押出材（自動車用、鉄道用、建材用、電気・電子関連機器用、産業機械用等）、アルミニウム鋳造ビレット
商業施設事業	店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等）、看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等）
国際事業	欧州・中国におけるアルミニウム押出材（自動車用、鉄道用、航空機用等）及びASEAN地域におけるアルミニウムビレット・アルミニウム押出材、アルミニウム製品（建材用、自動車用等）

#### 5. 主要な事業拠点等（2020年5月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本 社	富山県高岡市
	東京オフィス	東京都中野区
	三協アルミ社	富山県高岡市
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする21都道府県に所在
	工 場	佐加野工場（富山県高岡市）、福岡西工場（同）、福岡西工場福岡分工場（同）、新湊工場（富山県射水市）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、氷見工場（富山県氷見市）
	三協マテリアル社	富山県高岡市、東京都中野区
	支 店	東京、愛知、富山、大阪
	工 場	高岡工場（富山県高岡市）、戸出工場（同）、射水工場（富山県射水市）、新湊東工場（同）、奈呉工場（同）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
	タテヤマアドバンス社	東京都中央区
	支 店	北海道、宮城、東京、埼玉、富山、愛知、大阪、岡山、福岡
工 場	横浜工場（神奈川県横浜市）	
三 協 テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
	支 店	東京をはじめとする35都道府県に所在
協 立 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
三 精 工 業 株 式 会 社	本 社	富山県射水市

名 称	所 在 地
ST物流サービス株式会社	本 社 富山県小矢部市
STメタルズ株式会社	本 社 富山県高岡市
三協化成株式会社	本 社 富山県高岡市
サンクリエイト株式会社	本 社 富山県南砺市
Sankyo Tateyama Europe BVBA	本 社 ベルギー王国アントウェルペン州
ST Extruded Products Germany GmbH	本 社 ドイツ連邦共和国バーデン＝ヴュルテンベルク州
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	本 社 シンガポール共和国
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	本 社 タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	本 社 タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	本 社 タイ王国プラチンブリ県
三協立山押出製品(天津)有限公司	本 社 中華人民共和国天津市

## 6. 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比
10,881名	△307名減

(注) 使用人数は当社及び連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。

## 7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は73億円であります。その主なものは、設備の合理化・修繕、新商品投入のための設備導入などであります。

## 8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額90億円の資金調達を行いました。

また、当社は2020年3月に、取引金融機関11行と総枠205億円のコミットメントライン契約を更新、更に、第2回CB償還資金手当てとして取引金融機関4行と総枠75億円のタームアウトオプション付コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

## 9. 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,379 <small>百万円</small>
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,538
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,237
株 式 会 社 北 陸 銀 行	3,438
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	3,380
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,374
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	2,911
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,560

(注) 上記の借入先には、シンジケートローン (合計6,677百万円) は含めておりません。

## 10. 重要な子会社の状況 (2020年5月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三協テック株式会社	50 <small>百万円</small>	100 %	アルミ建材等の加工及び販売
協立アルミ株式会社	100 <small>百万円</small>	100	ドア等木質建材用品の製造
三精工業株式会社	490 <small>百万円</small>	100	金属製店舗用器具の製造販売
S T物流サービス株式会社	300 <small>百万円</small>	100	貨物自動車運送業等
S Tメタルズ株式会社	100 <small>百万円</small>	100	アルミ建材の製造及び販売
三協化成株式会社	100 <small>百万円</small>	100	樹脂形材及び部品製造販売
サンクリエイト株式会社	100 <small>百万円</small>	100	アルミ鋳物製品の製造及び販売
Sankyo Tateyama Europe BVBA	132,658 <small>千EUR</small>	100	ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理及びアルミニウム押出事業
ST Extruded Products Germany GmbH	6,646 <small>千EUR</small>	100	アルミニウム押出事業

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	91,251 <small>千US\$</small>	100 %	SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD. の株式を保有する特別目的会社
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	1,680 <small>百万 THB</small>	62.26	アルミビレット、アルミ製品の製造及び販売
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	3,158 <small>百万 THB</small>	100	Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.等の事業の運営、統括、管理
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	1,100 <small>百万 THB</small>	100	アルミニウム casting 等
三協立山押出製品 (天津) 有限公司	319,426 <small>千 人民元</small>	100	アルミ製品の製造及び販売

(注) 出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社である三協テック株式会社と株式会社高知サッシセンターは、三協テック株式会社を存続会社とし、2019年10月1日付で合併いたしました。

## II. 株式及び新株予約権等に関する事項（2020年5月31日現在）

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 150,000,000株

A種優先株式 1,000,000株

B種優先株式 1,000,000株

C種優先株式 1,000,000株

D種優先株式 1,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,554,629株

（うち自己株式数 84,010株）

2. 株主数 18,328名

### 3. 大株主

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	2,235	7.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,390	4.42
三 協 立 山 社 員 持 株 会	1,184	3.76
三 協 立 山 持 株 会	1,103	3.51
S T 持 株 会	1,058	3.36
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	971	3.09
株 式 会 社 北 陸 銀 行	888	2.82
住 友 不 動 産 株 式 会 社	809	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	807	2.56
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	637	2.02

（注） 当社は、自己株式84,010株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

### 4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 5. 新株予約権等の状況 (2020年5月31日現在)

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区 分	120%ソフトコール条項付 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (2015年6月5日発行)
発行決議の日	2015年5月20日
新株予約権の数	75個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,489,975株
転換価額	2,149円
行使期間	2015年6月12日～ 2020年5月29日
社債残高	7,500百万円

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び取締役監査等委員の氏名等（2020年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	山下 清 胤	
代 表 取 締 役 専務執行役員	中 野 敬 司	三協アルミ社社長
取 締 役 専務執行役員	平 能 正 三	三協マテリアル社社長 兼 国際事業管掌
取 締 役 常務執行役員	岡 本 誠	財務経理統括室長
取 締 役 常務執行役員	庄 司 美 次	三協アルミ社副社長
取 締 役 常務執行役員	山 田 浩 司	総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当
取 締 役 常務執行役員	黒 崎 聡	経営企画統括室長 兼 改革推進部担当
取 締 役 執行役員	池 田 一 仁	タテヤマアドバンス社社長
社外取締役	武 島 直 子	弁護士
取 締 役 監査等委員(常勤)	西 岡 隆 郎	
社外取締役 監査等委員(常勤)	野 崎 博 見	
取 締 役 監査等委員(常勤)	本 川 透	
社外取締役 監査等委員	堀 祐 一	
社外取締役 監査等委員	釣 長 人	税理士、朝日印刷(株) 社外監査役

- (注) 1.本川透氏は、2019年8月28日開催の第74回定時株主総会にて監査等委員である取締役を選任されました。  
2.三村伸昭氏は、2019年8月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任しております。  
3.武島直子、野崎博見、堀祐一、釣長人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
4.武島直子、野崎博見、堀祐一、釣長人の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。  
5.武島直子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な経験と知識

- を有しております。
- 6.西岡隆郎氏は、長らく当社内の経理財務部門に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 7.釣長人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 8.西岡隆郎、野崎博見、本川透の各氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議への出席などによる情報収集や内部監査部門との十分な連携を図ることで、監査の実効性を高めるためであります。
  - 9.当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	地位、担当、重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
平能 正三	取締役 執行役員 三協マテリアル社社長	取締役 執行役員 国際事業統括室長 兼 国際事業代表 兼 三協マテリアル社社長	2019年6月1日
山下 清胤	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長	2019年8月28日
中野 敬司	代表取締役 専務執行役員 三協アルミ社社長	代表取締役専務 執行役員 三協アルミ社社長	2019年8月28日
平能 正三	取締役 専務執行役員 三協マテリアル社社長 兼 国際事業管掌	取締役 執行役員 三協マテリアル社社長	2019年8月28日
岡本 誠	取締役 常務執行役員 財務経理統括室長	常務取締役 財務経理統括室長 兼 マテリアル事業、 国際事業管掌	2019年8月28日
庄司 美次	取締役 常務執行役員 三協アルミ社副社長	常務取締役 執行役員 三協アルミ社副社長	2019年8月28日
山田 浩司	取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当	常務取締役 総務人事統括室長 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当	2019年8月28日
黒崎 聡	取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 改革推進部担当	取締役 経営企画統括室長 兼 改革推進部担当	2019年8月28日

10.責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社と社外取締役 武島直子氏、監査等委員 西岡隆郎、野崎博見、本川透、堀祐一、釣長人の各氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。

## 2. 取締役に対する報酬等（2019年6月1日から2020年5月31日まで）

区 分	員 数	報酬等の総額
監査等委員でない 取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (1)	220 百万円 (6)
監査等委員である 取 締 役 (うち社外取締役)	6 (3)	75 (32)
合 計	15	295

- (注) 1. 上記には、2019年8月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年8月27日の株主総会において監査等委員でない取締役分が年額400百万円以内、監査等委員である取締役分が年額130百万円以内と定められております。
3. 使用人兼務取締役はおりません。

## 3. 社外役員等に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

社外取締役 武島直子氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 野崎博見氏、堀祐一氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 釣長人氏は、朝日印刷(株)の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	武 島 直 子	当事業年度中に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	野 崎 博 見	当事業年度中に開催された取締役会16回、監査等委員会20回に全て出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の業務執行者として培った見地から適宜発言し意見を述べております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	堀 祐 一	当事業年度中に開催された取締役会16回、監査等委員会20回に全て出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言し意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	釣 長 人	当事業年度中に開催された取締役会16回、監査等委員会20回に全て出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言し意見を述べております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	106百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

2.当社の重要な子会社のうち、Sankyo Tateyama Europe BVBA、ST Extruded Products Germany GmbH、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.、三協立山押出製品(天津)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

##### 3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

##### 4. 非監査業務の内容

当連結会計年度は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、「収益認識に関する会計基準」の導入に係るアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

##### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は、

会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする事を監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しておりません。



## V. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「CSR憲章」「CSR行動規範」などにに基づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任ある行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めており、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化などに対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守・企業倫理などの方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、当社及び当社グループ各社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することにより、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。
- (2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守しているか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用しているかについて監督義務を果たします。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それを明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織的な体制を整備いたします。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役が主催または出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。
- (2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役が常時閲覧可能な状態で管理します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び顕在化の未然防止、また不測事態における対応などを定めた規程を整備します。

- (2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備します。
- (3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応までの当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 当社は執行役員制及び事業役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
- (2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
- (3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
- (4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
- (5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

#### **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
- (2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
- (3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として「経営監査部」を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

#### **6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
- (2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要かつ適切な指導を行います。
- (3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。

- (4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社などによる不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
  - (5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
  - (6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
  - (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。
- 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の補助者を監査等委員会室に配置します。
  - (2) 監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令で職務を行い業務執行にかかる役割を兼務しません。
  - (3) 監査等委員会室長の人事異動は監査等委員会の事前同意を得て行い、人事課は監査等委員会が行います。
- 8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- (1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人等は、監査等委員会が報告を求めた場合には、迅速かつ的確に対応します。
  - (2) 内部監査部門長は、監査等委員会に対し内部監査計画の承認を得るとともに、監査結果については、監査等委員会に報告をします。
  - (3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査等委員会に報告します。なお、直接通報窓口については、当社の総務部門と当社が指定する外部の通報先、及び当社の監査等委員会室に設置します。
- 9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないよう保護規定を設け、適切に運用します。
- 10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 当社は監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払などの請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- (2) 当社は監査等委員会または監査等委員会の選定する監査等委員が、その職務の執行にあたり、弁護士、公認会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- (3) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めます。
- (4) 内部監査部門長は、監査等委員会の選定する監査等委員から指示がなされた場合、それに従います。また、監査等委員が往査を行う場合は積極的に協力をします。
- (5) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行います。

## Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について

当事業年度における、当社の内部統制システム基本方針に対する運用状況は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を各々年4回開催し内部統制システムの構築状況、問題点の把握・改善を図っております。
- (2) 取締役会を臨時開催も含め年16回開催し、その中で各取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会もしくは監査等委員は取締役会、経営会議などの重要な会議への出席などを通じ、その意思決定の過程及び内容について監視しております。更に、監査等委員会を年20回開催し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証を行っております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議並びに取締役が主催または出席する各種委員会などの会議体の議事録は、事務局部署が作成し「文書管理規程」その他社内規程に基づき保管・管理しております。また、取締役が決定者となる社内稟議も上述の規程に基づき、起案部署が主管して社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度などに応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議、国際事業経営会議に付議、または、個別の報告会議にて執行役員、事業役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- (2) 取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議の議案と関連資料の事前配布を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。
- (3) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「内部統制委員会」を年4回開催し、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題の把握と改善を図っております。
- (2) 「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」の実施、また、「コンプライアンス情報誌」や「コンプライアンス行動基準」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- (3) 年間監査計画に基づく「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

## 6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに適用する「コンプライアンス行動基準」を定め、それを担保する社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう当社主管部署による指導、また、役員を派遣し指導・監視を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
- (2) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口（総務部門及び監査等委員会室）のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- (3) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議、国際事業経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答などを通じて確認をするなど、業績管理・経営管理を実施しております。
- (4) 「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。

## 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会もしくは監査等委員会が選定する監査等委員の指揮命令で職務を行っております。なお、監査等委員会室長の人事考課は監査等委員会が行い、異動などは監査等委員会の同意を得て行っております。

## 8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会から報告を求められた者は、迅速かつ的確に報告をしております。グループ各社監査役の監査報告書は適時、監査等委員会に報告されており、また、監査等委員会が設置した「グループ監査役会議」において各社監査役から、各社の内部統制状況について報告を受けることなどにより、各社



監査役と連携を図り、企業集団全体の監査環境の整備に努めております。

- (2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査等委員会に報告をしております。
- (3) 内部通報などを通じて通報を受けた者は、コンプライアンス違反事項を認識した場合、直ちに監査等委員会に報告をしております。

**9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないようコンプライアンス・ヘルプライン運用規則にて保護規定を設け適切に運用しております。

**10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針  
その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会が、監査等委員の職務執行上必要と見込まれる費用について請求をした場合、当社は当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (2) 代表取締役と監査等委員会との相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査等委員会が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
- (3) 内部監査部門長は、監査等委員会からの指示に対し積極的に協力しております。
- (4) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行っております。

## **VII. 会社の支配に関する基本方針**

当社は、株主の皆様が長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。



# 連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>123,971</b>	<b>流動負債</b>	<b>110,299</b>
現金及び預金	25,298	支払手形及び買掛金	38,756
受取手形及び売掛金	43,664	電子記録債務	17,525
電子記録債権	4,760	短期借入金	5,979
有価証券	95	1年内償還予定の社債	3,000
商品及び製品	15,982	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	7,500
仕掛品	17,977	1年内返済予定の長期借入金	13,904
原材料及び貯蔵品	11,063	リース債務	399
その他の金	6,020	未払法人税等	1,311
貸倒引当金	△890	賞与引当金	403
<b>固定資産</b>	<b>122,009</b>	工事損失引当金	6
<b>有形固定資産</b>	<b>101,166</b>	その他の負債	21,513
建物及び構築物	23,707	<b>固定負債</b>	<b>57,353</b>
機械装置及び運搬具	17,593	長期借入金	36,272
土地	54,001	リース債務	777
リース資産	952	繰延税金負債	678
建設仮勘定	1,733	土地再評価に係る繰延税金負債	4,660
その他の固定資産	3,178	役員退職慰労引当金	8
<b>無形固定資産</b>	<b>5,492</b>	製品改修引当金	786
のれん	2,745	退職給付に係る負債	12,067
リース資産	7	資産除去債務	459
その他の無形固定資産	2,739	その他の負債	1,644
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,350</b>	<b>負債合計</b>	<b>167,653</b>
投資有価証券	10,346	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	83	<b>株主資本</b>	<b>72,640</b>
退職給付に係る資産	647	資本金	15,000
繰延税金資産	1,730	資本剰余金	32,828
その他の投資その他の資産	3,127	利益剰余金	25,055
貸倒引当金	△584	自己株式	△243
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,323</b>
		その他有価証券評価差額金	370
		繰延ヘッジ損益	△729
		土地再評価差額金	3,835
		為替換算調整勘定	△1,286
		退職給付に係る調整累計額	134
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,363</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>78,327</b>
<b>資産合計</b>	<b>245,980</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>245,980</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		313,691
売上原価		245,808
売上総利益		<b>67,882</b>
販売費及び一般管理費		65,867
営業利益		<b>2,015</b>
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	370	
保険配当金等	163	
スクラップ売却益	609	
その他	743	1,922
営業外費用		
支払利息	573	
売上割引	902	
持分法による投資損失	106	
その他	743	2,325
経常利益		<b>1,611</b>
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	0	
退職給付信託設定益	1,235	
その他	0	1,259
特別損失		
固定資産売却損	18	
固定資産除却損	289	
減損損失	568	
投資有価証券評価損	655	
その他	3	1,535
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,336</b>
法人税、住民税及び事業税	1,760	
法人税等調整額	701	2,461
<b>当期純損失</b>		<b>1,125</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		407
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>		<b>1,533</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,000	32,828	27,062	△236	74,654
会計方針の変更による累積的影響額			0		0
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,000	32,828	27,062	△236	74,654
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△472		△472
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,533		△1,533
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	△2,006	△7	△2,013
当 期 末 残 高	15,000	32,828	25,055	△243	72,640

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 中 自 己 株 式 持 有 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,935	△430	3,834	△486	△378	4,472	2,961	82,087
会計方針の変更による累積的影響額								0
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,935	△430	3,834	△486	△378	4,472	2,961	82,088
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△472
親会社株主に帰属する当期純損失								△1,533
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,564	△298	0	△799	513	△2,148	401	△1,746
当 期 変 動 額 合 計	△1,564	△298	0	△799	513	△2,148	401	△3,760
当 期 末 残 高	370	△729	3,835	△1,286	134	2,323	3,363	78,327

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,897</b>	<b>流動負債</b>	<b>90,538</b>
現金及び預金	7,432	支払手形	2,279
受取手形	3,538	電子記録債権	19,369
電子記録債権	3,782	買掛金	23,575
商品及び製品	34,819	1年内償還予定の社債	3,000
仕掛品	9,590	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	7,500
材料及び貯蔵品	12,925	1年内返済予定の長期借入金	11,935
原材料及び貯蔵品	3,489	リース債権	199
関係会社短期貸付金	148	未払金	8,098
未収入金	4,381	未払費用	3,852
その他の金	3,673	未払法人税等	792
貸倒引当金	2,284	前受り金	3,169
	△1,169	預り金	3,989
<b>固定資産</b>	<b>113,341</b>	工事損失引当金	6
<b>有形固定資産</b>	<b>70,655</b>	その他の	2,770
建物	16,659	<b>固定負債</b>	<b>42,750</b>
構築物	1,277	長期借入金	33,254
機械及び装置	10,670	リース債権	343
車両運搬具	17	土地再評価に係る繰延税金負債	4,474
工具、器具及び備品	1,367	退職給付引当金	2,575
土地	40,112	製品改修引当金	786
リース資産	492	資産除去債務	439
建設仮勘定	58	その他	875
<b>無形固定資産</b>	<b>2,208</b>		
借地権	57	<b>負債合計</b>	<b>133,288</b>
ソフトウェア	1,790		
のれん	352	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	0	<b>株主資本</b>	<b>62,144</b>
その他の資産	7	資本	15,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,477</b>	資本剰余金	28,145
投資有価証券	6,994	資本準備金	11,581
関係会社株	25,387	その他資本剰余金	16,564
出資	28	<b>利益剰余金</b>	<b>19,155</b>
関係会社出資金	2,672	その他利益剰余金	19,155
長期貸付金	7	繰越利益剰余金	19,155
関係会社長期貸付金	313	<b>自己株式</b>	<b>△155</b>
従業員長期貸付金	17	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,805</b>
破産更生債権等	357	その他有価証券評価差額金	351
前期前払費用	183	繰延ヘッジ損益	△713
前払年金資産	1,557	土地再評価差額金	3,167
繰延税金	1,815	<b>純資産合計</b>	<b>64,950</b>
のれん	1,711		
貸倒引当金	△571	<b>負債純資産合計</b>	<b>198,239</b>
<b>資産合計</b>	<b>198,239</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		234,525
売上原価		180,675
売上総利益		<b>53,850</b>
販売費及び一般管理費		48,886
営業利益		<b>4,963</b>
営業外収益		
受取利息	57	
受取配当金	427	
仕入割引	98	
保険配当金等	136	
スワップ売却益	201	
その他	544	
営業外費用		1,465
支払利息	413	
売上割引	670	
貸倒引当金繰入	2,420	
その他	672	
経常利益		<b>2,252</b>
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
退職給付信託設定益	1,258	1,259
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	166	
減損損失	80	
投資有価証券評価損	649	
関係会社株式評価損	715	
関係会社出資金評価損	1,054	
その他	0	
税引前当期純利益		2,666
法人税、住民税及び事業税	968	<b>844</b>
法人税等調整額	684	1,653
当期純損失		<b>808</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,000	11,581	16,564	28,145	20,436	△148	63,433
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△472		△472
当 期 純 損 失					△808		△808
自己株式の取得						△7	△7
自己株式の処分			△0	△0		0	0
土地再評価差額金取崩額					△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計			△0	△0	△1,281	△7	△1,288
当 期 末 残 高	15,000	11,581	16,564	28,145	19,155	△155	62,144

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,893	△432	3,166	4,628	68,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△472
当 期 純 損 失					△808
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					0
土地再評価差額金取崩額					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,542	△280	0	△1,822	△1,822
当 期 変 動 額 合 計	△1,542	△280	0	△1,822	△3,110
当 期 末 残 高	351	△713	3,167	2,805	64,950

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年7月15日

三協立山株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本健太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠間智樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森部裕次 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協立山株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。



監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**独立監査人の監査報告書**

2020年7月15日

三協立山株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本健太郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笠間智樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森部裕次 ㊞

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協立山株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月28日

三協立山株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	西岡隆郎	㊟
常勤監査等委員	野崎博見	㊟
常勤監査等委員	本川透	㊟
監査等委員	堀祐一	㊟
監査等委員	釣長人	㊟

(注) 監査等委員 野崎博見、堀祐一ならびに釣長人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株あたり5円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額157,353,095円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年8月28日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
1	ひらのしょうぞう 平能正三 (1958年4月28日生)	1982年4月 三協アルミニウム工業(株)入社 2008年6月 三協立山アルミ(株)千葉支店長 2011年6月 同社ビル事業部ビル建材部長 2012年6月 当社三協アルミ社 ビル事業部ビル建材部長 2014年6月 当社三協アルミ社 事業役員 2015年8月 当社取締役 執行役員 2017年6月 当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長兼国際事業 事業役員 2018年6月 当社取締役 執行役員 国際事業統括室長兼国際事業代表兼三協マテリアル社 社長 2019年6月 当社取締役 執行役員 三協マテリアル社 社長 2019年8月 当社取締役 専務執行役員 三協マテリアル社 社長兼国際事業管掌 2020年6月 当社取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当兼三協マテリアル社 社長兼国際事業管掌 (現在に至る)	9,200株
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b> 同氏は、主に建材営業関係業務に従事し、また当社社内カンパニーの三協マテリアル社の社長及び国際事業の代表も担当し、現在、取締役専務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
2	くろ さき さとし <b>黒 崎 聡</b> (1955年11月13日生)	1978年 4 月 三協アルミニウム工業(株)入社 2005年 4 月 同社人事部長 2005年 8 月 三協・立山ホールディングス(株)経営 企画室部長兼三協アルミニウム工業 (株)経営企画室部長 2006年 6 月 三協・立山ホールディングス(株)経営 企画室部長兼三協立山アルミ(株)経営 企画部長 2008年 6 月 三協立山アルミ(株)調達本部副本部長 2009年 6 月 同社調達本部長 2012年 6 月 当社三協アルミ社 東海住宅建材支 店長 2015年 6 月 当社総務人事統括室長 2015年 8 月 当社取締役 総務人事統括室長 2017年 8 月 当社取締役 総務人事統括室長兼 経営監査部担当 2018年 6 月 当社取締役 経営企画統括室長兼改 革推進部担当 2019年 8 月 当社取締役 常務執行役員 経営企 画統括室長兼改革推進部担当 (現在に至る)	5,000株
<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 同氏は、建材営業・技術開発・人事・経営企画・購買等関係業務に従事し、現在、取締役常 務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見 を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
3	やま だ ひろ し 山 田 浩 司 (1955年11月3日生)	1978年 4月 日本開発銀行（現、(株)日本政策投資銀行）入行 1999年 4月 同行大阪支店次長 1999年10月 同行情報企画部次長 2003年 4月 (株)ウェザーニューズ出向 2008年 4月 同社入社 社長室長 2010年 5月 三協・立山ホールディングス(株)顧問 2010年 6月 三協立山アルミ(株)常務執行役員 2010年 8月 三協・立山ホールディングス(株)常務取締役 総務人事統括室長 2012年 6月 当社常務取締役 総務人事統括室長 2015年 6月 当社常務取締役 財務経理統括室長兼情報システム統括室長兼総務人事統括室担当 2015年 8月 当社常務取締役 財務経理統括室長兼情報システム統括室長 2018年 6月 当社常務取締役 総務人事統括室長兼情報システム統括室長兼経営監査部担当 2019年 8月 当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長兼情報システム統括室長兼経営監査部担当 (現在に至る)	10,900株
<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 2010年に当社顧問就任以来、それまでの日本開発銀行（現、(株)日本政策投資銀行）等での経験を活かしつつ、主に総務・人事そして財務・経理、情報システム関係業務に従事し、現在、取締役常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当 社 株式の数 (普通株式)
4	い ね だ か ず ひ と 池 田 一 仁 (1958年6月2日生)	1990年4月 立山アルミニウム工業(株)入社 2009年3月 タテヤマアドバンス(株)大阪商業施設 支店長 2010年6月 同社大阪支店長 2012年6月 当社タテヤマアドバンス社 大阪支 店長 2014年6月 当社タテヤマアドバンス社 東京商業 施設支店長 2016年6月 当社タテヤマアドバンス社 事業役員 営業統括室統括室長 2017年6月 当社タテヤマアドバンス社 社長 2017年8月 当社取締役 執行役員 タテヤマア ドバンス社 社長 (現在に至る)	200株
<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 同氏は、商業施設営業・経営企画関係業務に従事し、現在、当社社内カンパニーのタテヤマアドバンス社の社長を担当しております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	※ に し た か ひ ろ 西 孝 博 (1958年5月4日生)	1981年4月 三協アルミニウム工業(株)入社 2009年6月 三協立山アルミ(株)富山支店エクステ リア部長 2011年11月 同社北陸支店長 2013年6月 当社三協アルミ社 九州支店長 2017年6月 当社三協アルミ社 エクステリア事 業部長 2019年6月 当社三協アルミ社 副社長兼エク ステリア事業部長 2020年6月 当社三協アルミ社 副社長 (現在に至る)	3,700株
<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 同氏は、主に建材の営業業務に従事し、現在当社社内カンパニーの三協アルミ社の副社長を務めております。当社での豊富な業務経験とグループ経営全般に関する知見を有しており、新任の取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
6	※ よし だ つね あき 吉 田 経 晃 (1961年8月28日生)	1984年 4月 (株)北陸銀行入行 2014年 6月 同行営業推進部長 2016年 6月 同行執行役員 営業企画部長兼営業戦略室長 2017年 1月 同行執行役員 営業企画部長 2017年 6月 同行執行役員 北海道地区事業部本部長 2018年 6月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2020年 5月 当社顧問 (現在に至る)	0株
【取締役候補者の選任理由】 同氏は2020年4月まで(株)北陸銀行にて法人営業及び営業企画部門の業務経験を有しており2020年5月より当社顧問として入社しております。豊富な業務経験と営業戦略全般に関する知見を有しており、新任の取締役として選任をお願いするものであります。			
7	※ く ぼ た けん すけ 久保田 健 介 (1963年6月12日生)	1987年 4月 住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社 2011年 4月 同行資産金融部長 2015年 4月 三井住友信託銀行(株)大阪本店営業第一部長 2018年 1月 同行人事部主管 2020年 6月 当社顧問 (現在に至る)	0株
【取締役候補者の選任理由】 同氏は2020年5月まで三井住友信託銀行(株)にて法人営業及び資産金融部門の業務経験を有しており2020年6月より当社顧問として入社しております。豊富な業務経験と財務経理全般に関する知見を有しており、新任の取締役として選任をお願いするものであります。			
8	たけ しま なお こ 武 島 直 子 (1969年7月26日生)	1992年 4月 (株)東芝入社 2003年10月 弁護士登録、富山県弁護士会入会 2012年 1月 たけしま法律事務所開設 2018年 8月 当社社外取締役 (現在に至る)	400株
【社外取締役候補者の選任理由】 同氏は、弁護士として豊富な経験と知識を有しており、現在当社の社外取締役を務めております。弁護士としての経験・知見を生かし、経営陣から独立した立場で取締役会において提言を頂いており引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1.※印は新任の取締役候補者であります。

2.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3.武島直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

4.武島直子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。

5.武島直子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。

6.当社と社外取締役武島直子氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありか

つ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

- 7.三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
- 8.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
- 9.三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

### 【ご参考】独立性判断基準

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。  
以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

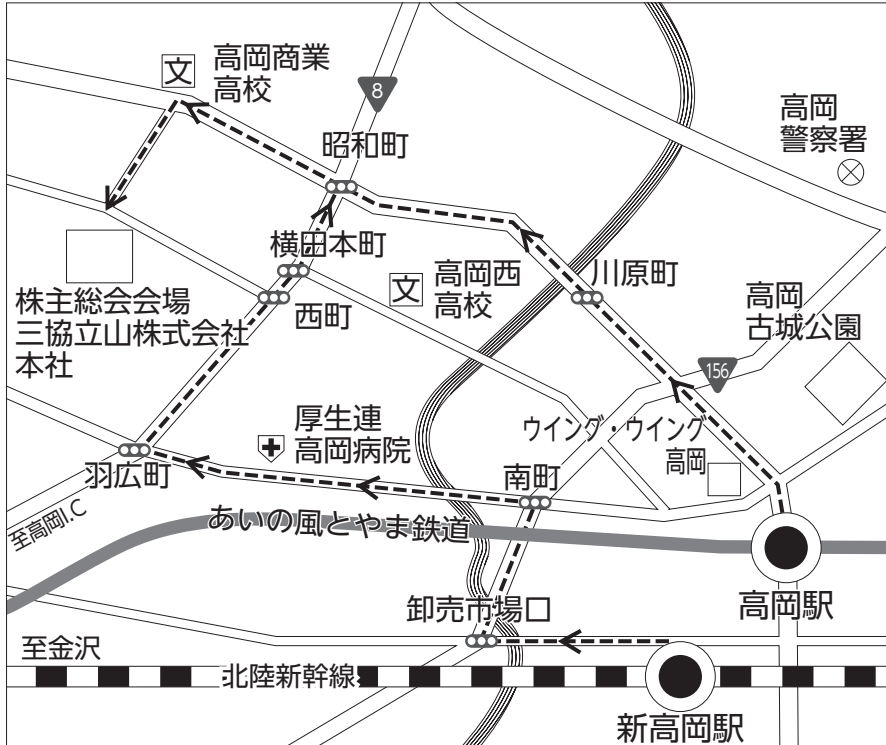
1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
2. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
  - ①当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
  - ②取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
3. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
  - ①継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
4. 取締役の相互兼任の関係にある会社
  - ①当社の出身者が社外役員となっている会社であって、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合。
  - ②当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役に相当する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合。
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社が寄付を行っている先又はその出身者
7. 第1号から第6号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなつてから10年に満たない者
8. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族又は同居の親族
  - a 第1号から第7号までに掲げる者
  - b 当社又は当社子会社の業務執行者
  - c 最近においてbに該当していた者

以上



# 株主総会会場案内図

会 場：富山県高岡市早川70番地  
三協立山株式会社 本社 ショールーム  
2階大ホール



交 通：鉄道 ……北陸新幹線 新高岡駅  
…………あいの風とやま鉄道 高岡駅

1. 新高岡駅より会場までの交通の便  
新高岡駅南口 バス1番乗り場より  
①国吉・勝木原方面行バス乗車約20分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分  
②福岡・石動方面行バス乗車約20分「瑞穂町」下車、徒歩約7分
2. 高岡駅より会場までの交通の便  
高岡駅前北口 バス3番乗り場より  
①国吉・勝木原方面行バス乗車約10分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分  
②福岡・石動方面行バス乗車約10分「瑞穂町」下車、徒歩約7分

